



第7章

景観農業振興地域整備計画の 策定に関する基本的事項

(景観法第8条第2項第4号二)

本市の景観を特徴づけるものの一つに、市街地の外縁部に広がる田園などの農業景観があげられます。

人々の営みの中で生まれはぐくまれてきた農業景観には特有の美しさがあり、人々の心の原風景となる大切な景観です。

このような美しい地域の農業景観を保全・創出するための施策を講じ、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保していくために、農業景観の特性や基本的な方針を踏まえ、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

■景観農業振興地域整備計画で定める事項

- ①景観農業振興地域整備計画の区域
- ②景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
- ③農用地・農業用施設の整備に関する事項

■景観農業振興地域整備計画を定めると次のような制度等が活用できます。

- 景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導できます。
 - ・ 棚田の畦畔の石積みを保全
 - ・ 集落全体の共同作業を支援 など
- 法第92条の景観整備機構（NPO法人など）が農地の利用権を取得し、管理することもできます。（景観作物の育成等）



<例：河内町の棚田>